

利用料金

一通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

2024年6月1日現在

基本サービス費（1単位は10.88円）

介護度	単位数 (6時間以上7時間未満)	基本料金	自己負担額 (1割負担)	自己負担額 (2割負担)	自己負担額 (3割負担)
要介護1	715単位/日	7,779円/日	778円/日	1,556円/日	2,334円/日
要介護2	850単位/日	9,248円/日	925円/日	1,850円/日	2,775円/日
要介護3	981単位/日	10,673円/日	1,067円/日	2,134円/日	3,201円/日
要介護4	1,137単位/日	12,371円/日	1,237円/日	2,474円/日	3,711円/日
要介護5	1,290単位/日	14,035円/日	1,404円/日	2,808円/日	4,212円/日

加算等（1単位は10.88円）

		自己負担額 (1割負担)	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1の減算		虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1の減算		感染症や非常災害発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定していない場合
入浴介助加算（I）	40単位/日	44円/日	入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合
リハビリテーション マネジメント加算A(口)	593単位/月	646円/月	多職種での会議を適宜開催し、日常生活上必要な情報提供及びLIFEを通じ、厚生労働省へ情報を提供した場合(開始月から6月以内)
	273単位/月	297円/月	多職種での会議を適宜開催し、日常生活上必要な情報提供及びLIFEを通じ、厚生労働省へ情報を提供した場合(開始月から6月超)
短期集中個別リハビリテーション実施加算	110単位/月	120円/月	退院(所)日又は認定日より3月以内に実施した場合
科学的介護推進体制加算	40単位/月	44円/月	利用者の心身状況に係る基本情報をLIFEを使用して厚生労働省へ情報提供した場合
若年性認知症利用者受入加算	60単位/月	66円/月	若年の認知症利用者に対して個別担当を定めていること
サービス提供体制強化加算(I)	22単位/日	24円/回	介護職員のうち、介護福祉士の資格保有者が80%以上(体制)
介護職員等処遇改善費加算（I）	所定単位数×86/1000		介護職員等処遇改善の基準に適合した場合

介護予防通所リハビリテーション 基本サービス費（1単位は10.88円）

介護度	単位数	基本料金	自己負担額 (1割負担)	自己負担額 (2割負担)	自己負担額 (3割負担)
要支援1	2,268単位/月	24,676円/月	2,468円/月	4,936円/月	7,404円/月
要支援2	4,228単位/月	46,001円/月	4,600円/月	9,200円/月	13,800円/月

介護予防通所リハビリテーション 加算等（1単位は10.88円）

		自己負担額 (1割負担)	
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1の減算		虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合
業務継続計画未策定減算	所定単位数の100分の1の減算		感染症や非常災害発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための業務継続計画を策定していない場合
若年性認知症利用者受入加算	60単位/月	66円/月	若年の認知症利用者に対して個別担当を定めていること
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22単位/日	24円/回	介護職員のうち、介護福祉士の資格保有者が80%以上（体制）
科学的介護推進体制加算	40単位/月	44円/月	利用者の心身状況に係る基本情報をLIFEを使用して厚生労働省へ情報提供した場合
予防通所リハ12月超減算	20～40単位/月 減算		利用開始月から12ヵ月を超えた場合
介護職員等処遇改善費加算（Ⅰ）	所定単位数×86/1000		介護職員等処遇改善の基準に適合した場合

両サービス共通 食費・日常生活費等

食費	890円/日	おやつ代を含む昼食費(食費720円 おやつ170円)
教養娯楽費	150円/日	クラブ活動やレクリエーション等で使用する材料費等
日用品費	100円/日	バスタオル・フェイスタオル・おしぼり・石鹸 シャンプー・ボディソープ等
行事費	実費	対象行事：外食会・納涼祭等
その他消耗品	実費	別に定める消耗品（歯ブラシ・食事用エプロン等を 購入する場合